

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年十二月十九日

仙台市長 奥山 恵美子

仙台市条例第六十九号

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例（平成十二年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」の下に「・第一条の二」を加え、「第三章 保険料（第三条 第十一条）」を

第三章 事業者及び施設（第二条の二 第二条の十四）

第一節 指定居宅サービス事業者等（第二条の二・第二条の三）

第二節 指定地域密着型サービス事業者（第二条の四 第二条の六）

第三節 指定介護老人福祉施設（第二条の七・第二条の八）

第四節 介護老人保健施設（第二条の九）

第五節 指定介護療養型医療施設（第二条の十）

第六節 指定介護予防サービス事業者等（第二条の十一・第二条の十二）

第七節 指定地域密着型介護予防サービス事業者（第二条の十三・第二条の十四）

第四章 保険料（第三条 第十一条）

」

に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に改める。

第一章中第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第一条の二 この条例において使用する用語は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 指定居宅サービス等の事業の基準 法第四十二条第一項第二号の規定により条例で定める基準、員数及び指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに法第七十四条第一項の条例で定める基準及び同項の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準をいう。
 - 二 指定地域密着型サービスの事業の基準 法第七十八条の四第一項の条例で定める基準及び同項の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準をいう。
 - 三 指定介護老人福祉施設の基準 法第八十八条第一項の条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準をいう。
 - 四 介護老人保健施設の基準 法第九十七条第一項の条例で定める施設、同条第二項の条例で定める員数及び同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する

基準をいう。

五 指定介護療養型医療施設の基準 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第一百十条第一項の条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準をいう。

六 指定介護予防サービス等の事業の基準 法第五十四条第一項第二号の規定により条例で定める基準、員数、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに法第一百五十五条の四第一項の条例で定める基準及び同項の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準をいう。

七 指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準 法第一百五十五条の十四第一項の条例で定める基準及び同項の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準をいう。

第五章を第六章とし、第四章を第五章とする。

第三条中「介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第五条第二項第一号中「介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 事業者及び施設

第一節 指定居宅サービス事業者等

(指定居宅サービス事業者の指定等を行うことができる申請者)

第二条の二 法第七十条第二項第一号(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定及びその更新の申請にあつては、法人及び法人以外の者)とする。

(指定居宅サービス等の事業の基準)

第二条の三 指定居宅サービス等の事業の基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。第三十九条第二項第二号(第四十三条において準用する場合を含む。)、第五十三条の二第二項第一号(第五十八条において準用する場合を含む。)、第七十三条の二第二項第四号、第八十二条の二第二項第二号、第九十条の二第二項第一号、第一百四十二条の二第二項第二号(第九十条において準用する場合を含む。)、第一百五十五条の十八第二項第三号、第一百八十二条の二第二項第二号、第一百三十九条の二第二項第二号(第一百四十二条の十三及び第一百四十二条の三十二において準用する場合を含む。)、第一百五十四条の二第二項第二号(第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。)、第九十一条の三第二項第二号、第九十二条の十一第二項第七号、第二百四条の二第二項第二号(第二百六条において準用する場合を含む。)、及び第二百十五条

第二項第二号を除く。)に規定する基準(同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

- 2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の基準は、次のとおりとする。
 - 一 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者は、利用者に対して提供した具体的な指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの内容等の記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
 - 二 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者は、利用者に対する指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの提供に関する次に掲げる記録を、その整備の完結の日から五年間保存しなければならない。
 - イ 従業者に関する諸記録のうち、その勤務状況に関する記録
 - ロ 会計に関する諸記録のうち、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)第一条第三項に規定する審査支払機関に対する居宅介護サービス費及び特例居宅介護サービス費の請求に係る記録

第二節 指定地域密着型サービス事業者

(指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員の数)

第二条の四 法第七十八条の二第一項の条例で定める数は、二十九人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定等を行うことができる申請者)

第二条の五 法第七十八条の二第四項第一号(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第三十五条の六の規定において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合及び法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

第二条の六 指定地域密着型サービスの事業の基準は、次項及び第三項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。第三条の四十第二項第二号、第十七条第二項第二号、第六十条第二項第二号、第八十七条第二項第三号、第一百七条第二項第二号、第二百二十八条第二項第二号、第三百二十二条第一項第一号イ、第二百五十六条第二項第二号(第百六十九条において準用する場合を含む。))及び第百八十一条第二項第六号を除く。)に規定する基準(同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。)の一の居室の定員は、四人以下としなければならない。

3 第二条の三第二項の規定は、指定地域密着型サービスの事業の基準について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第三節 指定介護老人福祉施設

(指定介護老人福祉施設の入所定員の数)

第二条の七 法第八十六条第一項の条例で定める数は、三十人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の基準)

第二条の八 指定介護老人福祉施設の基準は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。第三条第一項第一号イ及び第三十七条第

二項第二号（第四十九条において準用する場合を含む。）を除く。）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

- 2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の基準については、第二条の三第二項及び第二条の六第二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第四節 介護老人保健施設

（介護老人保健施設の基準）

第二条の九 介護老人保健施設の基準は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。第三十八条第二項第三号（第五十条において準用する場合を含む。）を除く。）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

- 2 前項に規定するもののほか、介護老人保健施設の基準については、第二条の三第二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第五節 指定介護療養型医療施設

（指定介護療養型医療施設の基準）

第二条の十 指定介護療養型医療施設の基準は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第十号）第一条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。第三十六条第二項第二号（第五十条において準用する場合を含む。）を除く。）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

- 2 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の基準については、第二条の三第二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第六節 指定介護予防サービス事業者等

（指定介護予防サービス事業者の指定等を行うことができる申請者）

第二条の十一 法第一百五十五条の二第二項第一号（令第三十五条の十一の規定において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定及びその更新の申請にあっては、法人及び法人以外の者）とする。

（指定介護予防サービス等の事業の基準）

第二条の十二 指定介護予防サービス等の事業の基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。第三十七条第二項第二号（第四十五条において準用する場合を含む。）、第五十四条第二項第一号（第六十一条において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項第四号、第八十三条第二項第二号、第九十二条第二項第一号、第百六条第二項第二号（第一百五十五条において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第二項第二号、第四百四十一条第二項第二号（第一百五十九条及び第百八十五条

において準用する場合を含む。)、第九十四條第二項第二号(第二十條において準用する場合を含む。)、第二百四十四條第二項第三号、第二百六十一條第二項第八号、第二百七十五條第二項第一号(第八十條において準用する場合を含む。)及び第二百八十八條第二項第一号を除く。)に規定する基準(同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

- 2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の基準については、第二条の三第二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第七節 指定地域密着型介護予防サービス事業者

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等を行うことができる申請者)

第二条の十三 法第一百五條の十二第二項第一号(令第三十五條の十三の規定において読み替えられた法第七十條の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第二条の十四 指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。第四十條第二項第二号、第六十三條第二項第三号及び第八十四條第二項第二号を除く。)に規定する基準(同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

- 2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準については、第二条の三第二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第二条の三第二項第一号(改正後の第二条の六第三項、第二条の八第二項、第二条の九第二項、第二条の十第二項、第二条の十二第二項及び第二条の十四第二項において準用する場合を含む。)の規定は、平成二十三年四月一日以後に整備が完結した記録について適用し、改正後の第二条の三第二項第二号(改正後の第二条の六第三項、第二条の八第二項、第二条の九第二項、第二条の十第二項、第二条の十二第二項及び第二条の十四第二項において準用する場合を含む。)の規定は、平成二十五年四月一日以後に整備が完結した記録について適用する。